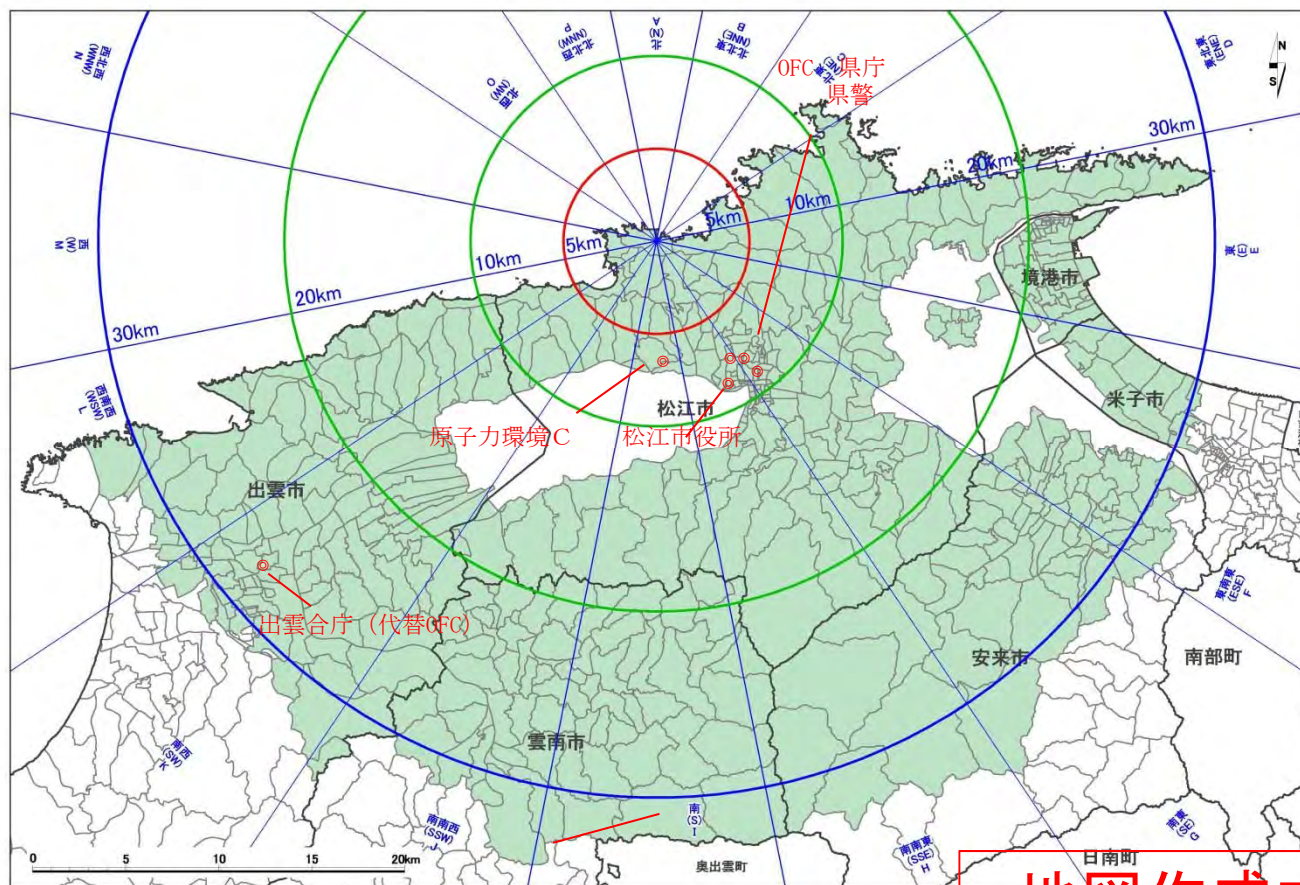


防災拠点の放射線防護対策

- 原子力防災業務を行う防災拠点が設置されている地域に、一時移転の指示が出された場合でも、一定期間、安全に業務を継続すること下できるように、防災拠点施設には放射線防護対策を実施
- 放射線防護対策として、施設の陽圧化、気密性の向上、入退室管理室の設置などの工事を実施
- 島根地域においては、島根県庁、オフサイトセンター（島根県原子力環境センター、職員会館）、代替オフサイトセンター（島根県出雲合同庁舎）、松江市役所、島根県警察本部で放射線防護対策を実施



地図作成中



オフサイトセンターに設置された非常時外気取り入れユニット



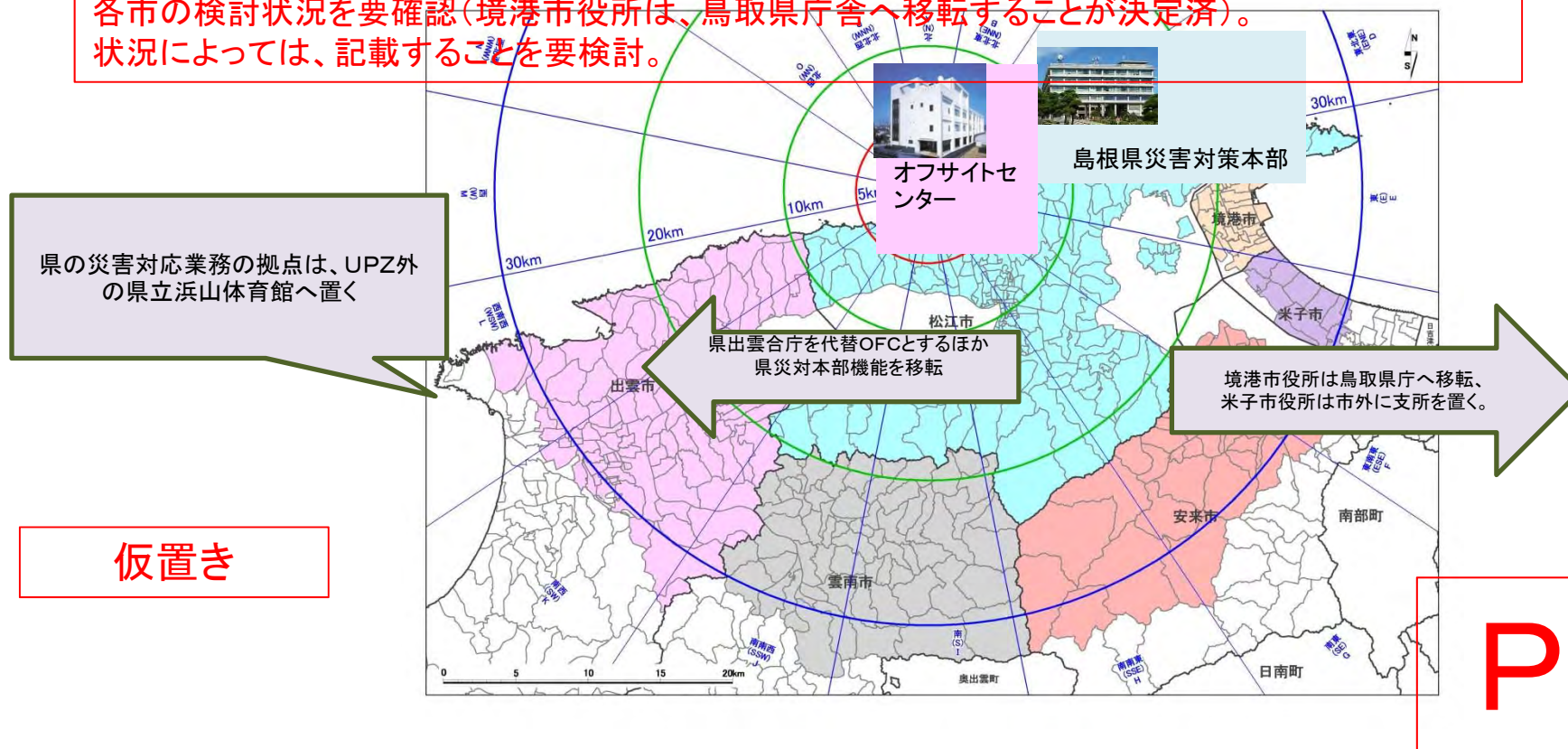
島根県庁に増築された非常時外気取り入れユニットの格納建屋

県庁等行政機能の移転及び業務の継続性の確保

- 県庁、市役所が所在する地域に一時移転指示が出された場合、住民の一時移転等を優先した上で、行政機能をあらかじめ定められた施設へ移転
- 住民の一時移転後も継続する必要がある業務については、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、移転先において継続して実施

放射性物質放出後、オフサイトセンターをはじめ、県庁、市役所等の行政機関の立地場所が避難区域に指定された場合の対応を検討する必要がある。

各市の検討状況を要確認(境港市役所は、鳥取県庁舎へ移転することが決定済)。状況によっては、記載することを要検討。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をオフサイトセンター及び島根県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



他の地方公共団体からの応援

➤ 原子力災害が発生した場合、国からの支援とは別に、他の地方公共団体から支援を受けるため、5つの協定等を締結

⑦原子力災害時等における広域避難に関する協定（平成26年5月28日）

【締結】

広島県・岡山県・島根県

【支援内容】

- ①避難者の受入れ
- ②避難所等の開設、運営体制移行するまでの避難所等の運営及び避難者の誘導等
- ③避難所等の運営等に必要となる人員及び物資の確保
- ④スクリーニング等の実施
- ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

①関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【締結】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【支援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

⑦中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【締結】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【支援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供
- ③避難、救援、火災、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

⑤全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【支援】

①人的支援及び斡旋

- ・救助及び応急復旧等に必要な要員
- ・避難所の運営支援に必要な要員
- ・支援物資の管理等に必要な要員
- ・行政機能の補完に必要な要員
- ・応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

②物的支援及び斡旋

- ・食料、飲料水及びその他生活必需物資
- ・応急復旧に必要な資機材及び物資
- ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等

③施設又は業務の提供及び斡旋

- ・ヘリコプターによる情報収集
- ・傷病者の受入れのための医療機関
- ・被災者を一時収容するための施設
- ・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- ・仮設住宅用地
- ・輸送路の確保並びに物資調達及び輸送調整の支援

④その他特に要請のあったもの

⑤原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【締結】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【支援内容】

①原子力防災資機材の提供

- ・緊急時モニタリング資機材
- ・原子力防災活動資機材
- ・緊急時医療資機材

②職員の派遣

- ・緊急時モニタリング関係職員
- ・緊急時医療関係職員
- ・その他災害対策関係職員



5. 住民等への情報伝達体制

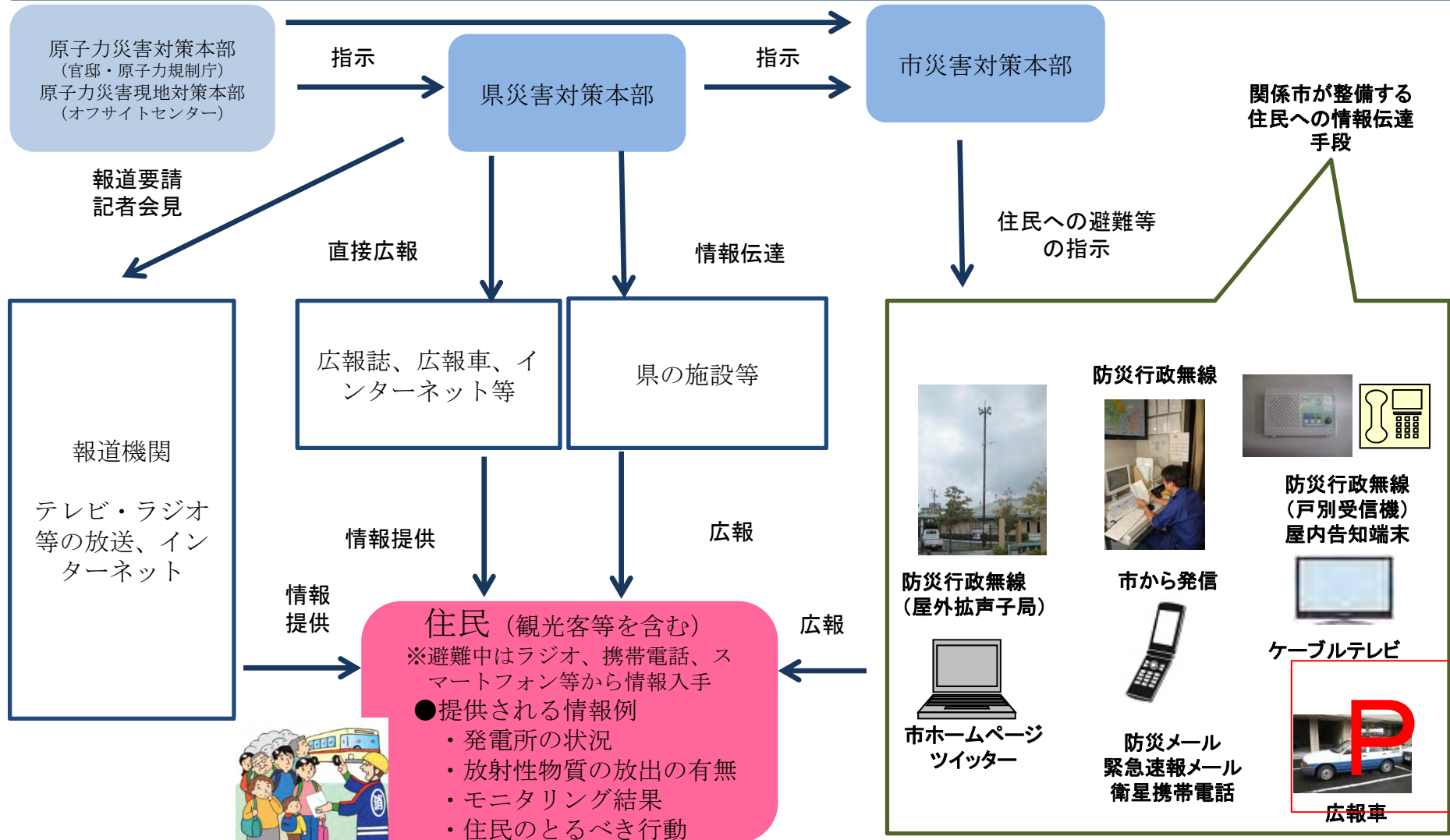
<対応のポイント>

正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。情報伝達に当たっては、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

住民等への情報伝達体制

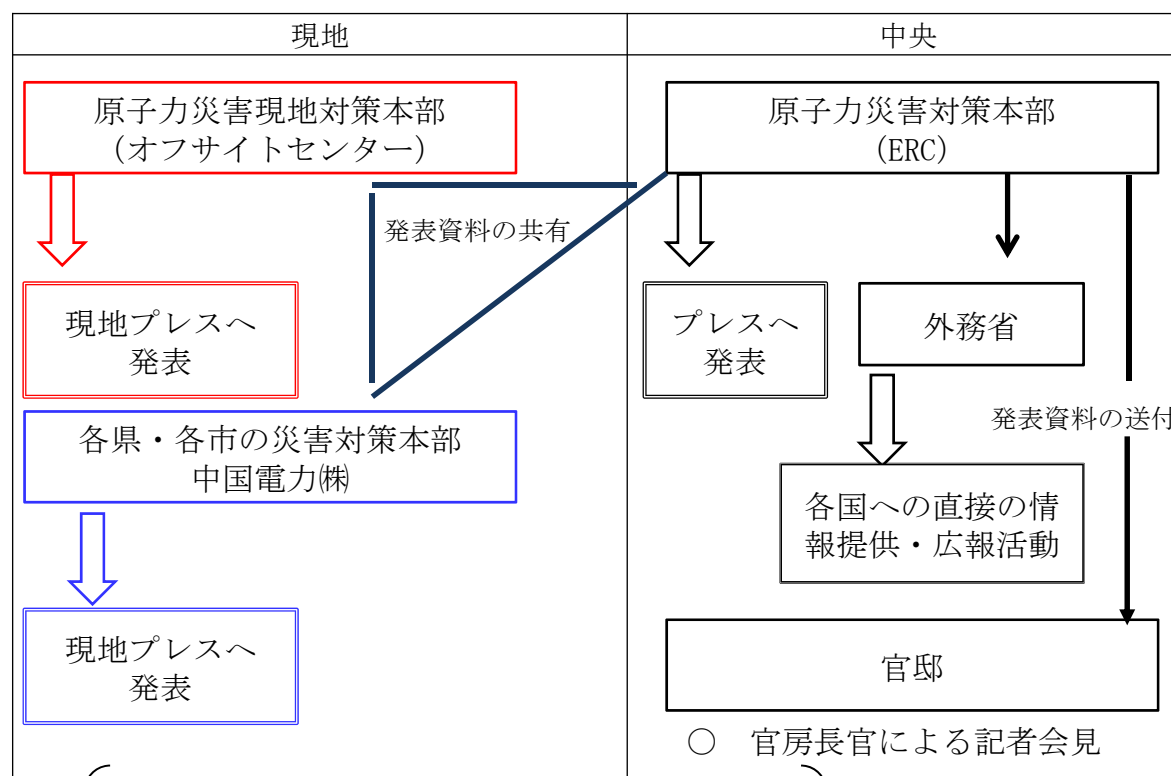
- 防護措置（避難、一時移転、安定剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、島根県、鳥取県及び関係市に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供
- 関係市は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- ホームページ等を活用した外国人、観光客への情報伝達にも配慮



- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に係る中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施し、現地での記者会見は、オフサイトセンターにおいて実施
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供

【主な広報事項】

- ① 事故の発生日時及び概要
- ② 事故の状況と今後の予測
- ③ 原子力発電所における対応状況
- ④ 行政機関の対応状況
- ⑤ 住民等がとるべき行動
- ⑥ 避難対象区域又は屋内退避区域



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有